

千葉県告示第520号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第20条の規定により、指定医療機関から辞退の届出があったので、同法第24条の規定により告示します。

令和4年6月16日

千葉市長 神谷俊一

【病院・診療所】

名称	所在地	辞退年月日
医療法人社団淳英会 おゆみの整形外科クリニック	千葉県緑区おゆみ野三丁目22番地6	令和4年3月31日

【薬局】

名称	所在地	辞退年月日
タカダ薬局 高田店	千葉県緑区高田町1084-97	令和4年4月30日